落穂集

一

内閣文庫
番號 和 16383
冊數 22 (1)
函號 170 76

内閣文庫

170-76

国立公文書館
National Archives of Japan

東照大權現様の御事ハ廣忠公の御子にまします天文
十二年壬寅十二月廿六日癸酉刻国崎の御城に於て
御誕生なり御童名竹千代君と奉り御母公
八同郡刈屋の城主水野右衛門尉忠政の御息女
右衛門尉忠政の弟源介清秀正親の御抱刀石川
安藝守清兼の御養子に成ける　作法のごとし
一同十二年右衛門尉忠政卒去あるゝ故に御母儀元の
代りとなり今川義元の旗下となり尾州緒田
彈正信秀と一味なる御仇敵なる廣忠公と
尾刈の御城に於て終に御病死なる廣忠公

浅草文庫

御同意申合せられ、武田信玄不和無之、
於て御添者と部屋」ト外ニ
竹千代君御三歳乃御時御離別
家ヲ対信元御援之後
す矢作ヲ
以入を
家へ一味乃城ヲ攻ぬ
ぢくを
城の
武田家へ通
尾江城を
駿府へ
義元平遠
同四ヶ年迄四軍勢を
尾方加へ

城ヲ
まぎれ
尾刈一味乃
なりて
竹千代君ヲ
中塚ヲ
ヲ奪ひ
渡し
竹千代君
水野方
中塚
尾刈
武田信秀へ
同国熱田社人
竹千代君

大切ノ文書ヲ紛失シ後者ニ渡シ難キ事ハ
法皇御男　行平代歳ノ義ハ不審ニ思ヒ奉ル奪ル義
人種ヲ親ヲ回ル経人ハ後者書ヲ中ノ方ヲ以テ
ト処ニ一旦ヲ法壮遠ノ中ニ同心ヲ安カ所ヲ
ニハ文作ノ法事モ今川部ノ人綱ヲ江北水野
下野守殿ヲ江作合書ヲ以テ中ヨリ於テハ
行平代殿ヲ以テ早速ニ作ノ遣リ遣ヒ氏家作同
四ヲ書ヲ以テ　行平代殿ヲ以テ教書ヲ対面
ヲ表ヘ出給ヒ一紙御書ヲ以テ広忠公
ハヲ使者ヲ法名ノ法名ノ中ヨリ出ル返言

法名ハ今川家ヲ以テ出ル入綱ノ義ハ法名ヲ
義ヲ以テ今文川ノ中ヲ以テ思ヒ寄ル義文行
行平代義ヲ以テ中ノ遠ノ義ヲ信秀ノ
ヨリ信ヲ秋ヲ以テ一ヲ以テ光ヨリ御使ヲ
遣ヘ申ノ中ヲ以テ文ヲ以テ
法名ヲ以テ今度者ヲ
浦ヲ以テ文ヲ以テ返ノ中同
法名義ヲ以テ中遠ノ中ヲ以テ
感ヲ以テ早速親同ヘ
行平代殿ヲ法事ヲ以テ

[illegible]書と物[illegible]社人[illegible]と[illegible]駿河[illegible]屋[illegible]久[illegible]
信濃方[illegible]海[illegible]藤[illegible]御[illegible]
行[illegible]代[illegible]方[illegible]向[illegible]
[illegible]
[illegible]
久[illegible]行[illegible]久[illegible]人[illegible]侍[illegible]
行[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

義元ハ廣忠公ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

朝比奈が為三郎すゑかねと一番の敵と名乗懸る
中でハ濃州住人正親進ゝく御国衆ハ侍潟海大
学と打ハたる所加勢石付ゝて退くなと今川勢
両家の者共追懸ゝて追打処ゝ御国三郎大郎ハ
迫ゝ追来る敵ゝ向ゝと見ゝく御造酒亟下方迫
是国勢ハ生ゝ佐ゝ集人同篠田中野又三郎ゝ信長と
俱ゝ濃州ゝ力勢ゝ毛と毎ゝ少ゝ敵の七騎捨ゝ
ゝ引ゝ敵ゝ為ゝ敵ゝ捨ゝ原加勢迫ゝ引ゝ迫ゝ
ゝ引ゝ敵ゝ為ゝ捨ゝ今川勢利ゝ矣ゝ敗軍ゝ及ゝ
二十四度ゝ戦ゝ人数ゝ今川勢ゝ接ゝ実ゝ毛ゝ少林

浦ゝ命林為ゝ帰ゝ物ゝ数拾人討死ゝ為ゝ
今川勢流ゝ大敗軍ゝ及ゝ西ゝ引ゝ岩郷ゝ帰ゝ
武器ゝ捨ゝ敵ゝ出ゝ迫ゝ接ゝ実ゝ毛ゝ尾列
勢ゝ迫ゝ追ゝ今川方少ゝ者ゝ加原加方ゝ勇士
三位ゝ組ゝ引ゝ組ゝ毛ゝ桂河の義ゝ為ゝ信秀ハ
安祥の城ゝ信長ゝ為ゝ毛ゝ尾加ゝ帰陣ゝ後
又義元ゝ為ゝ安祥ゝ城ゝ攻ゝ為ゝ岩松和尚ゝ
調ゝ為ゝ仲ゝ為ゝ三方加ゝ勢ゝ毛ゝ岩郷ゝ
城ゝ打ゝ新ゝ廣ゝ出ゝ沖田信ゝ為ゝ国の城ゝ
取ゝ毛ゝ後安祥の城ゝ為ゝ毛ゝ廣ゝ出ゝ

[illegible]付と号し[illegible]城と[illegible]城主
[illegible]年[illegible]人[illegible]と云[illegible]
[illegible]国の城中に[illegible]年[illegible]
[illegible]城[illegible]城と[illegible]
[illegible]中と[illegible]書[illegible]
[illegible]城と[illegible]
[illegible]付安祥の城の攻[illegible]
[illegible]城と[illegible]
[illegible]信長[illegible]
[illegible]安祥[illegible]城[illegible]
[illegible]城[illegible]

陣列[illegible]押寄[illegible]攻入[illegible]
[illegible]付て敗軍[illegible]
[illegible]押[illegible]二三の郭まで[illegible]
働く[illegible]
死と[illegible]
[illegible]於本丸[illegible]
又[illegible]人[illegible]
[illegible]加勢[illegible]
信長[illegible]
[illegible]

迎し入まつり生涯をさとす也 [illegible]
一武家府中越〻義光ハ佐竹の
[illegible]
佐竹の迎に[illegible]赤松なとの
佐竹の代[illegible]の事とこそ
義光より[illegible]
[illegible]
[illegible]

之外御法中法見遣りとして数事江御付ゆ被
出乃刑部卿殿云々御代官見遣り被
河内善五郎事ハ御ゆ被仰付ハ中
御船乃為ゆ上之間　御代官と御出要ゆて
法仕ゆ被と廣忠云御世ゆ被付ゆと初後府へ
元亀入ハ義元不解被成ゆて美濃と御ゆ
新ゆ法度被と遣御事付人遣ゆ被とゆ入ハ
清代の侍と御ゆ抱ゆ付流事法不自由成義
ゆ之被と申付ゆ也

一　天文十九年三月六日吉瀬御陣ゆ於て廣忠云

御通云義ゆ付義元ゆ国瀬ゆ御家老中御後
府へ振て事被ハ　御代官被ゆ付ゆ
事と被ゆ被ゆ義ハ吉瀬御義一番ゆ義
元ゆ御ゆ被ゆ家老ゆ面ゆ一家
の元中ゆ若衆と石員ゆ上後府ゆ
吉瀬御ゆ二ゆ被ゆ今川家ゆ付ゆ被ゆ
変ゆ上番ゆ付ゆ為長谷寺ゆ付ゆ用
事ゆ付ゆ被人ゆと御ゆ三の丸ゆ居後
廣忠云七歳の頃ゆ定ゆ仕ゆ被ゆ法事と
ゆ之ゆ被ゆ為定ゆ被ゆ義ハ為春ゆ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

元康元年　御年十七歳ニ成ル

一　義元ハ駿河ノ国ヲ領シ給ヒ遠江ノ内ニ於テ所々ノ城ヲ攻落シ給ヒ遠江ノ内ニ於テ所々ノ城ヲ攻落シ給ヒ

一　同年　元康公義元ト永禄十年ニ和睦ス

一　同年　元康公ハ義元ト和睦シ給ヒ駿河ノ国ヲ領シ給ヒ遠江ノ内ニ於テ所々ノ城ヲ攻落シ給ヒ

一　同年　元康公ハ

御内書等御法度とて八幡宮の宮司を捕てこれ
を召仕て不義の者共を成敗を
捕さしめ捕て召てこれを捕来絶たるやうに腐るとの事
世間さしめ捕て捕て召て捕の事なれ八
幡宮の義を以て御軍用の為ふる宮司
捕て召て義を成敗に付数年の間かれ小野人
召て捕て召て捕だ河の内御感の由申給
之世間の義也

一同廿　元亨元年八月寺部海浄庵頼峯毎
年保等の御働、茶河内迫合毎度

猪利義満後府へ御働義元の外
御内御感賞給ひ也義元ハ後京参
三ヶ国と少人上洛武田信玄と和順之
之相品山内家の山家戦庵も和ひて子
息山家の家と申せしと後府へ使人に付
迎国の法城主旨仕今川家と随ひ
ぶらくと上洛ス義元弓矢ハ
尾品ハ織田信長と和倒して京都攻上ると
のうつ上ちうく云と後て上洛ス
四ヶ国の内城と敗九大内城ふる妹聟鶴

殿長持と義元世の後程なく亡列の為
の為大きに城へ出張と云ふ義元の
と処に織田家よりも大きなる遠州
九根に城を築き人数を籠置き大きの城へ出張
と云ふ事なり早速見へ出張
ツ有家寺部梅坪の城を物ともせずの出張
早速駿河清九根へ加勢遣すべき信長より
義元に有家寺部へ出張と云ふ事に大きに
驚き中より出張とば〳〵成り此方後詰に
進発せしの対　元康公御武器を大きに御中へ

出張と御入り御入りなる義元より頼に対御出馬
なされ御出張なされ御中に矢功者れ
面〳〵に〳〵今度大きの城へ出張入る以の
外なる御大事なりてはなき織田家に出張
と云ふ事なり大きに遠近に数所の城を接へ
出張御来と云ふ義元入る面白なびき
交渡のよう御出張へ出張の御上手なり
当の御出張なり
元康公御義元に出張
して出張に入り出張入の義小行て他の
家臣と共に出張に出張の一段に付出張

[illegible]
御自筆ハ沙弥高ハ御倫と二ツ[illegible]
[illegible]
御人数の[illegible]
[illegible]
[illegible]

大谷氏城乃小口ニ（小谷河内）対し出張し、
御人数を繰り出し、九郎乃城中より出張
いたし候ハ、家老の者ハ、寺部梅伴へ加勢ニ行
ハ、花房乃軍ハ、東ハ、
力ニ不及ニ付、御先ハ、三河の西ハ、
来りしを　元康ニ御引取ハ、
貴と打ち寄せ、御先へ運れ、
作ハ、三河の西ハ、
と御議ハ、人数を御引取ハ、
ニ成れハ、

元康ニ大ニ御腹立ハ、

和田城ニ籠り、人の為ハ、他乃ニ対し、
ハ、御加勢ニ出ハ、
作の内ニ、三河の元御引
御人数を引取ハ、
世ニ名の高き、大谷氏ハ、
一つ木ハ、
織田信長と一統と成り、
入り

元康ニ成り、後の御
城へ、人数を向け、
久間大学ニ

乃流矢に成て嶽城中守綱より城と云ふ故に城を御所と云ふ故に八月十八日に城より義元の
乃至高より信て大高に城を有鳴殿長持と
御入給ふ義元は三陣と御待かさ所に処に
十九日の未明より後の郷と云ふ所に陣を
攻寄せ信長城の後尾迄に撤回云番と云ふ
とへども人数多郷と云ふ所に取詰
義元は軍大高に小勝と云ふ所に陣を
迫迫の里に寄酒肴と捧ぎ軍兵に賜ふ
義元悦に成て流涙を拭き集て酒宴に及ぶ

所に信長二の手の人数と
幸に出て来て同道に成て善照寺迄の
郷と二手に分て敵と長坂口に義元
陣所の後に分山に掛り中に親衛小
勢も黒雲霧に掩て前後
又分て信長義元敵の読を来る事と
不知二時信長一番に敵と鬨の軍と成
義元の本陣と同時に突かかる人数
に成て義元は大に驚て
義元は惟春井間に成と不退迫に士卒

して敵にうんとを河の信長の法士張の少年を
進ミ来りと捨て義元と実義元太刀を接て少年
大う勝の節ゝ〻と有る処毛利新助張の助
為て義元と対て〻〻と言て滑たり大将院
ヲ死のこハ後日の公士法文よ敗亡ス信長なん
軍勝信の手て是と追討今川氏の豪士三浦
左馬助新右衛門信東右衛門等と物の武千
人百余人と対敵ス云
沙法寺ヲ出ル水法寺野寺信元家人浦井六郎
と供て〻て法敵ス義元ハ痛疵用ゆて

信長ハ信元の命と称て分後之今川氏掌の城ヲの
義元を悪〻ハ退ルよ〻ハ降ル〻と信元
中よ退義元の由来元恩よ忘恩の悪徳
日元ハ石ヲ通ていつ〻ハ親族ハ〻〻ハ古刹ハ
ハ〻ハ信元ハ家中元の義ハ小野寺ハ沙弥の
ハ〻ハ信元ハ早〻ハ退ル〻ハ降ル〻ハ
元康ハ〻ハ今川氏人ハ義元ハ
ハ〻ハ信元と
ハ〻ハ信元ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻
御国家ハ随ハの為ハ
歌〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻ハ〻

て実義よりわづかに貴賤と隔て遠てより於ては武門の
能奪天下に指矢を射掛ける同使者に清井と擒か
して生とる西を拉ぬ味方の若ケ崎ケ三列へ
物と入るべしとの仰せにて支度をい義元と御待遇の
ならんとの仰せ二人共に二人共に清井が俄に
本丸へ御移りの御家中元の持口なる仰渡
ひとつの御義城の御支度をいかんと廻中
岡崎の御家老衆に義元対面
乃清井と同じく言ひ合せ品川兵二人共に
五番いたし三河と駿府の義元

横死の有而こそ後府へ注進仕り
中とする有様にて大高城へ
清井に命じ御兵粮品川
成是を拝池鯉鮒の澤まで
別屋代へ水野信元
交りに御使を相勤清井
水野に御出清井と
一揆共に立て仕り御帰りの
上御門退城仕候

終に家督を上者、元服を以、両城
を相続仕候ハヽ、彼府へ上洛
元亨元年に三浦伯庄に於て始て領分仕候
お氏真の方へ義元横死の仕合
扨事に御座候信長大利を得、御利勝ひ
ゝ方御利勝ひ
浅井朽木を初め諸方御利勝あ
扨て其方へ御内の儀へ不言
一統の上信長と手切
今氏真と物を家を打
[illegible]

[illegible]
十方と共に吊合戦なり
元亨元年に早速御陣
信長持の拳母城
御攻ちゝ放火
義元の吊合戦の義
氏真と始め家老の面々
すゝ義元の遺言
元亨元年に大敗の
八幡宮の御一族

国立公文書館
National Archives of Japan

の城主三宅長門守殿へ御取掛り給ふ御一統より後巻に
沙先ハ元祢掃利と矢ひいれと御頼申を
を進御一統と云ふ事ハ敵を忍ち敗北仕り対
文ようを以て岩掛の城へ沙夜叉丸御頼ハ長屋と
とくを放ち給ふ御城ハ云ふ事ハ信長より
南城ハ竜ヶ口ハ織田玄番元御ようを以て
御城ハ大久保新八郎殿ハ厳敷
いたり御城を入れ給ふ後又長崎と御籠
城水野信元持ハ荒屋ハ御十七御ようを以
於て荒屋ハ御一統と云ふ事ハ新城方

たる小田原ハ北条氏ハ武田ハ
合力致し動く双方ハ
岡崎へ御馬を入れ給ふ元康公ハ
後十方ハ苦しき事ハ
義元ハ世ハ節を作合て織田とかゝ
石山ハ御一統と信長ハ
今川家と御一味の色と
為ハ御大将として織田ハ
参奉つれとなり岡崎
水野信元と右ハ衛ハ
元康公ハ
武田ハ
信長ハ
御一統ハ

於てこも為兵四郎左衛門大夫殿矢田彦十郎
方五郎兵衛尉貞宗三郎おのゝ〳〵軍功をぬき
ん出たるなり御出陣の城寺社幷西城
と沙汰申越こと後又三万石中務大王山に若狭
沙弟を遣わし久松佐渡守俊信初て御使方小笠
原を遣て城へ籠入らんと城兵論をなす
後勝の異見の御儲と宮久松を搦捕て御
打て捨て城へ籠入と敵を城屋と焼き後
城へ籠る事なり長澤の寄手の城の五郎兵
衛城外の兵と敵出て御打捨て御馬と文ゆ也

一永禄四年二月七日在瀬へ御馬を移向水野信元ゞ
出馬と沙汰家中に於てこも右門佐寄手数正
方に善治郎中多肥後守有長寄手拾ゞ御
軍功の忠節を又清秀と兵庫助保寄の城と敵
城幷行平大炊助始末へ帰付中務の城と沙汰
こもこの城主板倉摂津正清の寄付しこの
城と的退治城に掛合竜と云ふ　元康公
御自筆の城へ御向と沙汰あり行て後金又城
ゆく東三河へ通まと云ふ信長御馬と云ふ人
一今年織田信長　元康公の沙汰武田と感しこの地

水野右衛門尉信元と申候て交和の義と存候
元康公より之を以て交和の義元の弟合戦の義と
氏真公御使者を以て同心之義元弟
勘当なり之を以て信元義元の義と信用仕候
存候と申若事なり申候ものと信事に仕候
後之儀の者に対し今川家の古法に悪く失果之
多仕候新法并に在城別て氏真公御法度
なり信元後府之所存に而之内
なり之儀と仕候一切相知申候
節如何之儀と思召御法度之利

しを信長の御相談に申候ものに対御同心に仕
思召候之儀と御疑有之候水野信元と申
御相談に成之信長と御和睦を遂申候
氏真是を大之後之悪落候使者御
納之儀に仕候御連年の御
申候に付之儀と御無用と和睦
敵害に付遂之儀と御
之義に成之儀に仕候中
中之儀に成之儀に
申之儀に成て　元康公氏真公使者と
御和睦之儀に成之儀

[illegible]年義元の存志に依て當郡の安祥の城
俗に今川城と唱ふ城主に対今川氏と不和
仍て度々尾州に攻寄る藤四郎の兵を以て高分和平の
沙汰ありて[illegible]草葉の功労[illegible]
和睦いたす中に[illegible]
結び武真へ[illegible]
[illegible]
一同年八月八日今川家の侍構谷善兵衛小原肥後守
[illegible]三品長澤の郷に指籠て近郷と
[illegible]由　元康公[illegible]

家[illegible]平高四郎信一[illegible]人[illegible]対長澤の郷と御攻
[illegible]構谷小原より防戦して城[illegible]
[illegible]対　元康公[illegible]御馬を御出張遠江
の城へ御馬を向御攻[illegible]城得小原肥
前守自殺[illegible]出防戦[illegible]及の処に御通[illegible]
[illegible]対[illegible]構谷[illegible]
去[illegible]御馬利[illegible]御馬を[illegible]
一永禄九年今川氏真[illegible]長照[illegible]三河西郡
の城を[illegible]　元康公[illegible]松平九
郎右衛門忠次[illegible]対[illegible]西の郡の城を[illegible]

之を近江国堅田城中に屋と何人か知らず久松と称し
し大原の城中へ攻入り焼亡に及ぶ
和とも云ふ城と称し[illegible]
[illegible]て是を[illegible]
[illegible]
[illegible]

牧正勝是と称し元正死す男弥九郎
父の跡を継ぎ社務職となる依て御朱印
の内を以て長福へ返進す仍御人数を差紙正
徳是も内と称し並力職となり御朱印を
返献の儀今門家と御当の御一紙也

一同月十四日　元禄五御勢多を以年二連木牛蒡張
八幡の歌と称し取敷寄せ御一紙の御御先の
酒井忠次御利と矢八人打死と為る依て
歌兵衛より示す云て此度迄年貢十
度を及ひ弛迫〻云同じ三度を為り上て使と

合出御門の内を除き残る所を
御自筆歌より御向ひ為り御張紙を引て
力紙〻て歌と故御通為仍法師故方の前侍板
倉源正と付く云て言を得たり

一永禄六年正月十九日　元禄五長福の城を御立家
山中より御陣取同十四牛蒡張の城へ御働き此時
東多年八郎十六歳中の牧野の円武第の侍牧野
宗法師と称と会出る〻牧野が家来福位平右衛
門右牧野より注見と加へ酒井九郎右衛門向寄と頼
陣と来て後に牧野右馬之元酒井九郎右衛門年

御諸代院より者すべしと御奉公ぞとなる北陸とハ
御馬ゟ下より駄雑掌ハ小藤と申ものを御渡
牧野ゟ合れ森之丞より上ゟ御馬を出
御馬ゟ下ゟ御馬ゟ御

一同年織田信長乃為ニ三郎殿ゟ嫁ぎ遣べ
乃方御契約ゟ同ゟ　元亀元ゟ　長浜ゟ御出
馬有之同ゟ城ゟ小谷井表ゟ於ゟ御一戦被遊
ゟ敵蜂起ゟ忠ゟ敵ゟ除ゟ合力致ぶ
御体方ゟ勝敗ゟ（トリ）ゟ敵ゟ入て敵ゟ義ゟ進
者ゟ御ゟ行ゟ奇特ゟ抜抱ゟ者ゟ御ゟ処ゟ

年ゟ者ゟ親ゟ公ゟ年ゟ者ゟ敵ゟ
方ゟ城ゟ退キ入

一同年九月　元亀元ゟ
水乃運ゟ（トリ）ゟ様ゟ様ゟ
ゟ御ゟ信ゟ同ゟ
御ゟ敵ゟ運ゟ者ゟ
寺乃信ゟ寺ゟ
集て御ゟ
者ゟ御ゟ
ゟ敵ゟ

和泉寺方まで通りまして、その寺を焼き、一決して、節寺対峙のあ寺と称め、海寺の悪僧共寄集り、中書芸枝と申し、不意に荒田の館に押入り、荒田の家人等を攻め出合戦となり、しばらく悪僧等大勝利入て、終に件の兵粮奪ひ返して、二宮寺へ運びいれ、大きに勝りて西の井雅楽助へ申遣す。対正親と法華寺と寄て、元亨元年十月廿三日、新木荒木合戦して、寺門の悪僧の張本、海寺の悪僧と新荒木対峙、俗に岡中の一向宗の僧侶等、俗徒等、五百人ばかり、

[illegible]

[illegible]と称し、今川氏真へ志を通じ、岡崎の[illegible]代、元亨中の[illegible]、家門信仰の輩、二揆の方人と成り、敵対族も[illegible]、[illegible]の義昭、敵対の[illegible]、沙弥等、荒田中書、[illegible]、井の右衛門尉、[illegible]の海老名、大軍に打て、[illegible]、[illegible]代侍元家門方人として、[illegible]寺門の[illegible]、敵対中軍、[illegible]三百余人、[illegible]、[illegible]、今川氏真へ一味して、三万五千の郷村、[illegible]

ゆと同西行公此物を拾年後清善寺養子
と同腕を挫たりと云へ共此江の沙体方にて
後に早速行合しと云と爰にて此物を取
処より物月小に清善物利と浮て此公七拾余人と対
原の四郎一頭より利と矢に寄て組多討れ
たりし岩浦おきへ九郎三郎三郎陣笠甲かぶれ忠の公とんとの郷の
城と設ハ〜ち信の中信て城の物殿者方
同友処と物城公悪く歩死して城於て溺た
信く岩浦へ御馬と乗乃入

一今年九月御名字を御改遊　家康公と奉
一同年十月廿六日針崎の逆徒等と福田城を攻由
岩浦へ注進ありしに御同物を遣と福田城へ進
発なる処に敵と有合三騎一隊に男公蜂屋と
沈と合戦に敵蜂屋退る水野藤十郎忠重
討とりて蜂屋と迫て〜蜂屋を討て〜忠重と
敵の二騎　家康公忠重と御援の為に御自
蜂屋へ御向に成と見て蜂屋恐て奉りて
故を伺と程年今御進と成と蜂屋
又引て迫〜　家康公御事御名ハ

こゝ[illegible]たのれ[illegible]と[illegible]
迫合[illegible]今[illegible]と[illegible]
ら[illegible]す　家康公御[illegible]
[illegible]今[illegible]と[illegible]て[illegible]
御馬[illegible]

一同年又国衆と御[illegible]大久保一党[illegible]
乃一揆と拒[illegible]
[illegible]一揆乃公国[illegible]
御[illegible]
[illegible]中[illegible]

[illegible]国衆御[illegible]
[illegible]

一永禄七年正月逆徒乃輩と出張し給御一戦の利
逆徒方[illegible]
是なり　家康公御[illegible]
[illegible]
同月十一日針崎野寺乃賊徒等三河国の諸[illegible]国
乃城へ立籠り[illegible]大久保[illegible]
[illegible]国[illegible]
[illegible]方[illegible]御馬[illegible]逆徒[illegible]
[illegible]御[illegible]中[illegible]

義逆徒方海道を義と後を合せ
打と如御自分法門は糟屋十郎三郎海道を行
色々苦労は年来の父源頼朝公を援に来
て終は糟屋を打取頼朝公門流大明神宮
打て自分源六郎つ川流とハ不名合　家康公を
同掛り奉りて突て自分の処は昭和天皇四郎
ちと源六郎つ取服と対貫は後て帰行
倒去てを重ねして紀の十郎八日和田義
と時の打る御感言の為人と吳合ものと云
逆徒の中に義同法師の義ハ武功を

親族多に有りのあ己の親の別の同の源頼朝の
成に要害と構へ己の同は後は近遠を後て伝
と殿御と迫合て北条の武時と殿御の北条
して不言の押掛り木と打と失意は捕へれハ
義同大に同事して守護の後と夫人妻子
と連て去義の同へ取敵と主殿人数と分ざるく
元国に逃と義へ御伝進ハ上と御和泉等
義同と成敗て仕と相寄視の処は　家康公
義逆と殿御御患部の後御源と義同義
去義の同へ逃又義の去ハ義の中伝

と教ゆるも同じ教なれども其法は異なり其法は
仏法と云ふ事なれども歌道に一向に教
〜いて云ふこの教と儒学とは御意悲とて
其教を洗ふ御教免とて是れは及ばざる
人教と門教なれども其間は教の門と在家の
方と依て深く極る御意此儒学と御主人と
奉存御教対とて云ふる悔〜ことなれば間と流〜
其間に学問に動とて持仏堂と云ふ所
所に向ひ行とて座敷の御用に立て集れば
御学問のあて拝ひ申と高貴なる中事なり

御存じの如く金剛の通り遠品加味方と云ふ御一致の刻
御所代りに立ひも同前の御奉公と云ふ御所
対面と遊ばされ一揆弾遊の五持と色々
面く祝ひ申と中ほども家物と蜂屋と
五個は半之紙に大久保治兵衛同新兵衛両人に
て中〜祝宴ありと物を其外の面〜に於て物を
一つ殿様へ対〜なりと御服もそなく処元は蓋ぶ
理不尽の沒ると御家老酒井どの行方分
なり打抜と云ふ事なり事紛れ御譲代の御主人へ
対〜遊ばされの方と書なりと後今文後悔方とは

中なり仕候ハヽ、ハ、ハ、ハ

行末のもとに遊ぶ事ニ候ハ、拙者義ハ同乗致候ハ、
親族共ハ多遠流の奴原ハ
ひしぼとの事ハ厳様の御内ハ
とゝ申ニ付ハ
御同乗ハ
とも申ハ
ひ様ハ御対面ハ
吉良殿荒川殿
御教光ハ
御家ハ
御教対
叶ハ
中ハ
今ハ
御教対
儀ハ
ニ
ハ

ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ

為撰歌ゝ御歌書申候ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

城守出羽肥前城外へ為張り申て活之奉公致て
仕く御勢と引揚申候 御陣也
一同年十四日ノ城ハ相州小田原北条と接ノ為今川
氏真ハ三河金騎と率て三万ノ兵向て五千騎
ノ勢と北条多百騎ノ寄手ノ一ノ宮ノ構を取囲
氏真ハ六ノ手ノ人数を取伐ノ相州ノ陣を取而
を色々囲陣へ上達る付 家康ハ三千ノ人
ノ人数ハ一ノ宮表へ御出馬ハ今川家ノ給て
第て忠勝ハ加勢ノ為と取合ノ者と取合信虎へ
ハ手ノ勢と相原へ押ノ為ノ北条ノ御勢

一同十年六月三郎君へ信長ノ御息女御入輿ハ
一永禄十年三月浜川ノ城と落ノ
一同四月二股久野ノ城と攻ノ
一同年十二月井ノ谷ノ城と攻ノ
郡ノ城と落ノ
一永禄十二年正月出羽氏康氏政父子四万ノ人数ノ
勢と率て今川氏真と接て駿河へ向ス
大軍ノ義ハ武田信玄ハ山ノ陣を張て
張る武田信玄ハ山縣三郎と接府ノ城ノ義
元年月ハ三万八千騎ノ勢と四ノ陣ノ所ノ陣

一少弟久子と対陣こと二十余
張ハ和天王寺山より河陣ハ高長久川武田真掛川
城内より久野一家ハ右方へ使と立て
家康と敵の間長方一家ハ有りて合戦
然ると見て国陣ハ引ハ
敵ハ引ハ久野一家ハ右ハ
三河衆ハ家ハ同心衆ハ
河和ハ中ハ後ハ家ハ
力と浮ハ同北法寺と敗
近隣の民真ハ
軍ハ敵整ハ
後ハ信虎ハ備辺ハ
辺ハ河和ハ
刈田ハ解ハ牛窪の方へ退ハ
河中より実ハ
家康ハ事ハ
家ハ今川ハ
家康ハ河ハ
城と

家康ハ掛川表へ出
張ハ天王寺山より河陣ハ高長久川武田真掛川
城内より久野一家ハ右方へ使と立て
家康と敵の間長方一家ハ有りて合戦
然ると見て国陣ハ引ハ
敵ハ久野一家ハ右ハ
三河衆ハ家ハ同心衆ハ
河和ハ中ハ後ハ家ハ
力と浮ハ同北法寺と敗
近隣の民真ハ
近ハ
知ハ

迎ヘ山岡浦ヲ為ス也

家康公ハ御湯漬ヲ召レ其ノ儘ヲ御出
駕ニ成遊ス中ニ御門ヲ閉ヲ対ス門家ノ浮家
ヒ[illegible]ヲ[illegible]ヒ[illegible]ヒ[illegible]ヒ

後府の城と数遍しく氏真と申し強国の氏寺護と
申すべき行つ間さと之少者人さす抗ひ之遠と氏
真へ申達ると後く氏真後詰のため少者所陣中へ
糸之して芸物と成し行よ所変形の武田氏
真掛川の城と　家康公へ注し奉て相別出家
へ之相城より有石川日向守をして掛川の城と守り
しめ行之同し比少者氏康公遠江山より陣して
武田信玄と相戦の世二所　家康公よりも所写
遠江の徐三所之内相の比後府の城を所攻之可
申と之処より之縣城と申事不付して退の

信玄も北条氏康の勢と合て後詰を信て八合戦信
利有間敷と之遠江を行早く甲府へ被陣後詰之
氏真再び後府の城へ立籠る事偽よ
家康公の所行なりと之て信玄浪の指と
城内の家屋敷共火と焼失して長庭の所所と
後く南分へ立列て給の城へ移り居て書籍と
[illegible]

一同子六月　家康公所出馬遠江天方の城を
所攻之遠江の城主山内山城守隆と申仕者之分
也小笠原田氏城へ所取掛之笠原城主山内大和守と始の

御芸不届所攻殺し茶御所馬と落入

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan